

令和 05 年度		今町第1処理分区 874 下水道新設工事		設計書		調査	
工事番号		工事地		設計			
下水補工第 3 号		見附市 三林町 地内					
実施・元		変		更			
設計額	円					円	
契約額 (内消費税額)	円 (円)					円 (円)	
工事・履行日数	工事日数 又は 完成期限	210 日間	年 月 日	日間(付与日数)	年 月 日	日間)	
実施 (元) 設計概要	管路施設工 φ200mm管開削工 φ200mm管推進工 組立1号人孔設置工 汚水柵設置及び取付管布設工 付帯工	L= 47.2m L= 30.0m N= 1 箇所 N= 1 箇所 N= 1 式	変 更	設計概要			

設計図書における利用コード一覧表

設計図書における本工事費内訳表および施工内訳表などに記載のあるデータコードは下記のとおりとなっております。

※データコード中の“x”は任意の半角英数字（xの数も任意）、“n”は任意の半角数値です。

1 単価コード

・単価コードにおいて新潟県土木工事等基礎（公表）単価表に掲載のある単価については、コードが対応しています。（その他以外）

労務単価	Rxxxxxxx	RRxxxxxxx	TRxxxxxxx	TVJxxxxxxx	TRxxxxxxx	TMNxxxxxxx	TNxxxxxxx	TZPxxxxxxx
資材単価	TZxxxxxxx	Txxxxxxx	TTxxxxxxx	TMxxxxxxx	TZUxxxxxxx	Mxxxxxxx	MMxxxxxxx	
機械・仮設材の賃料・損料	TLxxxxxxx	Kxxxxxxx	KExxxxxxx	TDxxxxxxx	TGxxxxxxx	TYxxxxxxx		
市場単価	TAxxxxxxx	TBxxxxxxx	TCxxxxxxx	Wxxxxxxx	TFJxxxxxxx	TQ09xxxxxxx		
その他	T9999001~T9999099 ※	Fxxxxxxx	FXxxxxxxx	TL09xxxxxxx	MM09xxxxxxx			
東京単価	RR9xxxxxxx	TZ09xxxxxxx	TZP9xxxxxxx					

その他のものは単価等を個別に設定しており、新潟県土木工事等基礎（公表）単価表から単価を引用している場合があります。

※は同一コードでも異なる単価が入力されています。詳細は入札資料を参照してください。

2 施工コード

① 下表のコードは各種算標準の施工コード一覧表と対応しています。*

積算基準 [1 県版]	Sxxxxxxx	SCBSxxxxxxx
積算基準 [2 調査関係]	SAxxxxxxx	SBxxxxxxx
積算基準 [3 港湾]	SDHxxxxxxx	SExxxxxxx
積算基準 [4 下水道]	SSHxxxxxxx	SWGxxxxxxx

② 下表のコードは積算標準での表記と異なります。*

積算基準 [1 一般土木] 全国版	設計図書コード	積算標準の表記
積算基準 [4 公園緑地]	SWBxxxxxxx	WBxxxxxxx
積算基準 [6 機械・電気通信]	SCBxxxxxxx	CBxxxxxxx
積算基準 [5 建設機械損料表]	SWCxxxxxxx	WCxxxxxxx
	SWExxxxxxx	WExxxxxxx
	MMJxxxxxxx	Kxxxxxxx

※①・②記載のパッケージコードについて修正している場合があります。詳細については、6 パッケージコードの修正についてを参照してください。

③ 下表のコードは個別の案件で設定

名称、単価、単位等を設定	S0900 ※	S0901 ※	SE918 ※
名称、労務数量等を設定	SA901 ※	SA902 ※	SA910 ※
全ての歩掛を独自設定	Vxxxxxxx		SC900 ※

※同一コードでも異なる歩掛を設定している場合があります。

3 機械運転単価コード

各施工歩掛内で使用しています。内訳については帳票の量が多くなるため出力していませんので、積算基準を確認してください。
積算基準の機械運転単価表に記載のある「機-〇〇」は、積算基準〔1 一般土木〕具版に適用単価表が記載されています。

SWKxxxxxxxx	積算基準において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SWMxxxxxxxx	積算基準〔4 下水道〕において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SKxxxxxxxx	運転労務数量、燃料消費量を積算基準〔5 建設機械損料〕により決定します。ただし、条件を個別設定する場合があります。
SDHTxxxxxxxx (SZxxxx)	積算基準〔3 港湾〕において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。

4 その他コード

#0n	所定の率で雑材料の経費を計上しています。
#7n	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように所定の率以内で諸雑費計上する処理を行っています。
#80	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように端数を計上する処理を行っています。
+00	施工コードにおいて歩掛全体を割増す場合に用いるコードです。
Xn000	工事の場合は本工事、附帯工事、補償工事などの費目コード、委託の場合は測量、調査、設計などの業務コードです。nは1～4。
Ynxxxxxxxx	新土木工事積算体系における工事工種のコードです。nは1～4工種レベル、zの場合は共通仮設工種。
Zxxxx	共通仮設費、現場管理費、一般管理費のコードです。
管理費区分	「0 省略」は設定無し、「1 桁等購入費」、「5 鋼橋門扉等工場原価」、「T 処分費」等は積算基準〔1 一般土木〕具版を参照してください。「N 直接人件費」、「N1 直接人件費(電子対象外)」については、7 業務委託の管理費区分を参照してください。

- 5 単価入力データー一覧表について
以下の①～⑤単価コードについては単価入力データー一覧表に関連情報※が記載されています。
同一コードでも異なる単価が入力されている場合がありますので、詳細は入札資料を参照してください。
①本表1 単価コードの他に記載されている単価コード。
②単価コードに単価値が設定されおらず、積算者が単価を逐次入力した単価コード。
③代表機労材規格および名称・規格の記載内容を修正（変更、追記）した単価コード。
④パッケージコード※において積算地区の代表機労材規格を減額処理した単価コード。
⑤パッケージコード※において積算地区の代表機労材規格を置換えし単価コード。
※関連情報とは、対象となる単価コードとその名称と単位、および、対象コードを使用している本工事費内訳表に記載のコード、名称、第番号です。
※パッケージコードとは施工コードのSCBxxxxxxxxx, SCBSxxxxxxxxx, SSHxxxxxxxxxのことです。
- 6 パッケージコードの修正について
単価入力データー一覧表に記載されている単価コードを含むパッケージコードは修正となります。
修正した箇所には、施工内訳表の積算地区の代表機労材規格の項目（例：Zlt'）に「修正」と記載されます。
詳細については施工内訳表および単価入力データー一覧表を参照してください。
※本表5の①～③に該当する単価コードであっても、施工条件の入力により単価値、名称、規格が変更された代表機労材規格は対象外です。
※本表5の④の修正単価については、単価入力データー一覧表金額欄に「*減額処理*」と記載されます。
※本表5の⑤の修正単価については、単価入力データー一覧表金額欄に「*単価置換*」と記載されます。

工 事 仕 様 総 括

本工事は、「新潟県土木工事標準仕様書」（港湾工事にあたっては、「新潟県港湾工事標準仕様書」）、「下水道土木工事必携（案）」、「用地調査等業務共通仕様書」及び添付の「特記仕様書」により施工すること。

施 工 条 件 総 括 表

下記項目、事項のうちレ印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（市）と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施 工 条 件
<input checked="" type="checkbox"/> I 工程関係	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 関連する別途発注工事あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名： 下水道工事 ・ 予定期間： 令和5年11月下旬まで近接工事と同時施工となるため、工程調整を行うこと。 <p><input type="checkbox"/> 2. 施工時期、時間、方法の制限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時 期： ・ 時 間： ・ 方 法： <p><input type="checkbox"/> 3. 関係機関協議による工程条件あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議内容： ・ 完了予定時期： <p><input checked="" type="checkbox"/> 4. その他</p> <p style="text-align: right;">別紙、余裕期間制度（フレックス方式）に係る特記仕様書のとおり</p>
<input type="checkbox"/> II 用地関係	<p><input type="checkbox"/> 1. 工事用地等の未処理部分あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理見込時期： ・ 区 間： <p><input type="checkbox"/> 2. 仮設ヤードの指定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場 所： ・ 期 間： <p><input type="checkbox"/> 3. その他</p>

明示項目	施工条件
<input checked="" type="checkbox"/> Ⅲ 公害対策関係	<p> <input type="checkbox"/> 1. 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法： ・ 作業時間： </p> <p> <input type="checkbox"/> 2. 家屋等の調査の必要性あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 方法： ・ 範囲： </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 3. その他 地盤改良に伴う水質調査 </p>
<input checked="" type="checkbox"/> Ⅳ 安全対策関係	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 1. 交通安全施設等の指定あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導員： 単路区間1人配置（20.5人） 延べ20.5人日（交代要員なし） 起点1名 勤務実績提出の必要あり。 ・ その他施設等： </p> <p> <input type="checkbox"/> 2. 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容： ・ 工法制限： ・ 作業時間制限： </p> <p> <input type="checkbox"/> 3. 発破作業あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安設備及び保安要 ・ 防護工： ・ 作業時間制限： </p> <p> <input type="checkbox"/> 4. 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容： </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路であるため、安全対策を講じること。警察及び道路管理者と協議すること。 </p>
<input checked="" type="checkbox"/> Ⅴ 工事用道路関係	<p> <input type="checkbox"/> 1. 一般道路を搬入路としての使用制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入経路： ・ 期間： ・ 使用後の処置： </p>

施工条件	
明示項目	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 一般道路の占用 ・ 期間：市道通行止めとする。占用期間・条件・時間等は、警察及び道路管理者、地元と協議すること。 ・ 規制条件： ・ 時間制限： <input type="checkbox"/> 3. 仮設道路設置 ・ 工法指定の有無： ・ 用地関係： ・ 安全施設： ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」： <input type="checkbox"/> 4. その他
<input checked="" type="checkbox"/> VI 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 1. 仮設備の指定あり <input type="checkbox"/> 2. 仮設備の条件指定あり <input type="checkbox"/> 3. 仮設構造物の転用，兼用あり ・ 工種： ・ 内容： <input type="checkbox"/> 4. イメージアップあり ・ 内容： <input checked="" type="checkbox"/> 5. その他 本工事の土留工は軽量鋼矢板工法を用いる計画としているが、現地状況等によりこれによりがたき場合は監督員と協議すること。
<input checked="" type="checkbox"/> VII 残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙「建設副産物特記仕様書」のとおり

施工条件	
明示項目	
<input type="checkbox"/> VII 工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 1. 占用支障物件あり (電気、電話、水道、ガス等) <ul style="list-style-type: none"> ・内容： ・移設、撤去、防護方法等： ・時期： <input type="checkbox"/> 2. 占用物件重複施工あり <ul style="list-style-type: none"> ・内容： <input type="checkbox"/> 3. その他
<input checked="" type="checkbox"/> IX 排水工 (濁水処理含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 濁水、湧水処理等の特別な対策あり <ul style="list-style-type: none"> ・内容： 池、用水、養魚施設、農地等事業損失の恐れがある箇所に流さず、適切に処理すること。
<input checked="" type="checkbox"/> X 薬液注入関係	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 薬液注入工法あり <ul style="list-style-type: none"> 別紙計算書のとおり計画している。施工に際して、請負者においても工法、断面、注入率等十分検討し施工すること。
<input checked="" type="checkbox"/> XI その他	<input type="checkbox"/> 1. 現場発生材あり <ul style="list-style-type: none"> ・品名： ・納入場所： <input type="checkbox"/> 2. 支給品及び貸与品あり <ul style="list-style-type: none"> ・品名： ・引渡場所： <input checked="" type="checkbox"/> 3. リサイクル塩じ管の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・品名： ・引渡場所： <input type="checkbox"/> 4. その他

施工条件

明示項目

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット	デイゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。
以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシとは別に、独立した デイゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機 リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ ロードローラ、タイヤローラ・振動ローラ ・ ホイールクレーン	

2. 排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。
3. 施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事的目的物を完成するために必要な手段は、受注者の責任において定める。（建設工事請負基準約款1条第3項による）

同時発注に関する特記仕様書 (競争入札の場合)

競争入札の結果、当該工事と対象工事の請負者が同一となった場合の請負額は、当該工事と対象工事の対象額の合計額により定まる率によって算定した諸経費で再計算したものとし、これにより変更契約を行う。

記

当該工事

下水補工第3号	今町第1処理分区	874	下水道新設	工事
---------	----------	-----	-------	----

対象工事

下水補工第1号	今町第1処理分区	872	下水道新設	工事
下水補工第2号	今町第1処理分区	873	下水道新設	工事

余裕期間制度（フレックス方式）に係る特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる「余裕期間制度（フレックス方式）」の対象工事である。

1 全体工期、工事の始期及び終期

(1) 全体工期

契約締結日から210日間（工事の終期：令和6年2月22日（工事完成期限））

（うち、余裕期間：90日間 実工期：120日間）

(2) 工事の始期及び終期

受注者は、落札決定の日から起算して7日以内に「工期の始終期通知書（別紙様式1）」により工事の始期及び終期を通知すること。

なお、工事の始期の前日以前に始期及び終期の変更の必要が生じた場合は、「工事の始終期変更協議書（別紙様式2）」による協議により変更可能とする。

2 余裕期間内の取扱い

(1) 余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、現場への資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は可とする。

(2) 余裕期間の間に行う「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。

(3) 余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（監理技術者補佐を含む）の配置を要しない。

(4) 工事費の積算は、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行っており、工事の始期の選択により発生する経費（除雪費等）については、受注者の負担とする。

3 その他

(1) 工事の始期を起算として7日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。

(2) コリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

(3) 建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

建設副産物特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
アスファルト再生クラッシャーラン	ARC-40 (RC混合)	路盤材	
再生As合材	⑤20FH, ②20	表層	

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により積算している。

搬出先	プラント	丸勝建設処分場	
搬出先地名		見附市新潟町羽黒481	
連絡先			
設計運搬距離	4.5 km	7.7 km	
受入時間	8:30~17:00	8:30~17:00	
設計受入費用	2,600円/m ³	2,300円/m ³	
仮置場所の有無		無	
備考	改良土	発生土	

建設発生改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注の責によるものではない事項についてはこの限りではない。
注) 受入先が建設改良土プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄には記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	アスファルト廃材	泥水処分	
設計運搬距離	1.5km	9.5km	
受入時間	8:30~17:00	8:30~17:00	
設計受入費用	1,500円/t	17,000円/m ³	
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装切断濁水は、下記により積算している。

設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状について、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによる。

1 材料

1-1

①再生クラッシャーラン（RC-40）

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

②アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。

1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではならない。

1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

材 料	修正CBR	PI（塑性指数）	グリズリアンダー材の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

[注]

(1) 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用碎石S-13（13～5mm）のもの）とする。

(2) 再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーラン等の粒度は〔JIS A 5001〕道路用碎石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲（mm）		RC-40 （40～0）	ARC-40 （40～0）
ふるい目（mm）	通過	100	100
	質量百分率（%）	95～100	95～100
	31.50	—	—
	26.50	—	—
	19.00	50～80	50～80
	13.20	—	—
	4.75	15～40	15～40
2.36	5～25	5～25	

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

下水道管路施設(開削)の液状化対策特記仕様書

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、見附市が施工する下水道管路施設の築造（開削）の際に、埋戻部の地下水位が常時あるいは一時的に高くなることが予想される場合など埋戻し土に液状化が生じるおそれがある場合における埋戻し土の液状化対策工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者との協議により決定する。

2. 準拠規定

本工事の施工にあたっては設計図書による他、次の基準等を準拠するものとする。
尚、特記仕様書・図面、標準仕様書の順に優先するものとする。

- (1) 新潟県土木工事標準仕様書
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下適正化法という）法務省
- (3) 労働安全衛生法施行令（厚生労働省）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 環境基本法（環境省）
- (5) 大気汚染防止法施行令、同施行規則 環境基本法（環境省）
- (6) 土壌汚染防止法施工令、同施行規則 環境基本法（環境省）
六価クロム溶出試験は環境庁告示 46号
- (7) 騒音規制法施行令、同施行規則（環境省、厚生労働省、国土交通省）
- (8) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房庁営繕部）
- (9) その他関連法規及び規格

3. 品質管理

- (1) 本工事において、受注者は以下に示された材料を使用しなければならない。
- (2) 改良土（添加剤として石灰等）
 - ① 埋め戻し土に固化剤を添加し、室内における平均一軸圧縮強度（28日強度）として100kPa以上200kPa以下を確保しなければならない。
 - ② 改良土作成時にて一軸圧縮試験を行い、強度発現を確認しなければならない。
 - ③ 添加量決定の試験結果や、過去の実績により添加量を決定した箇所については添加量決定の資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
 - ④ 使用する改良土は道路管理者と協議の結果CBR 8% 以上を確保しなければならない。また、試験結果を監督員に提出し承諾を得なければならない。
 - ⑤ 現場発生土を用いて改良土を作成する場合で、現場発生土の含水比が高い場合（地下水位の高い施工現場からの掘削土）は、添加（配合）試験時と同様の含水比となるように一時仮置き等を行い、含水比を下げた後から改良を行うようにしなければならない。
さらに、降雨が多い場合については、掘削作業を中止する等の対策を行うようにしなければならない。
 - ⑥ 改良材混合後はシートで覆う等、降雨の影響を受けないような対策を行わなければならない。
 - ⑦ バックホウ等で現場混合する場合は改良材が均一混合となるように入念に混合を行うようにしなければならない。

(3) 碎石 (RC-40、C-40等)

- ① 使用する材料は透水係数の高い材料を使用しなければならない。
- ② 材料を使用する前に、透水試験を行い透水係数の高いことを確認し、監督員に提出し、承認を得なければならない。
なお、一般的に透水係数の高い材料は透水係数が $1.0 \sim 3 \text{ cm/s}$ 以上の材料とし、 $D_{10} > 1 \text{ mm}$ 以上の材料を使用する場合は透水試験による確認は不用とする。

(4) 良質土

- ① 使用する良質土 (転用土含む) は道路管理者と協議の結果CBR 8% 以上を確保しなければならない。また、試験結果を監督員に提出し承諾を得なければならない。

4. 施工監理

(1) 共通事項

- ① 地下水位の高い場所又は湧水が確認される場所では、掘削部に地下水が溜まらないように適当な工法を用いなければならない。なお、十分な締固めが困難なことが予想される場合は、工法等について監督員と協議しなければならない。
- ② 締固めは入念に行い、管の側面部は管下に埋戻し材が入るように丁寧に言い、小型締固め機械等を使い入念に締固めなければならない。
- ③ 土留材の引抜きに伴い埋戻し土がゆるむことがあるため、千鳥に矢板を抜くなど、十分注意して施工しなければならない。
- ④ 一層の仕上り厚は20cm以下とし転圧状況を確認できる写真を完了検査時に提出しなければならない。
- ⑤ 受注者は施工管理として、所定の箇所において現場密度試験を行い締固め度90%以上確保していることを確認しなければならない。
- ⑥ 本工事において、受注者は施工管理記録及び関係書類を受注者の責任と費用により延滞なく作成保管し、監督職員等の要請があった場合には速やかに提出するとともに検査時には提出しなければならない。
- ⑦ 受注者は、実施する試験のうち、監督員が必要と指示したものについては立会を行うものとする。但し、方法、日程等については監督員と協議し決定しなければならない。

(2) 改良土

- ① 埋戻しを行った箇所のうち監督員が指定した箇所から供試体を採取し一軸圧縮試験を行い、一軸圧縮強度(28日強度)が50kPa以上100kPaを確保しなければならない。
- ② ある程度の実績により一軸圧縮試験の資料を埋戻し場所から採取しなくても、一軸圧縮強度が確保されている事実を証明できる場合については、その説明資料により代替できるものとし、監督員の承認を得なければならない。
- ③ 受注者は、埋戻した改良土にフェノールによる反応試験を行い、改良材が均一に混合されていることを証明しなければならない。
- ④ 管材に塩ビ管を選択した場合、基礎及び保護部 (管頂30cmまで) は、最大粒径20mm以下とすることから、埋戻し材料をふるいにかけて、20mm以下の材料を使用しなければならない(JSWAS下水道硬質塩化ビニル管 JSWASK-1 社団法人 日本下水道協会)。なお、ふるい分けが困難な場合は、使用する土質に適応した管材を選択し、監督員と協議しなければならない。

(3) 碎石

- ① 埋戻し材に碎石等を使用する場合の管材は、碎石による影響を受けないものにしなければならない。
- ② 特に管周りへの充填を慎重に行い偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固め管渠を固定しなければならない。

5. 改良土における品質管理基準及び規格値

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 地盤工学会基準安定処理土の試験方法「締固めによる安定処理土の一軸圧縮試験方法」	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	改良土作成時点での強度を確認するための試験である。	
		CBR試験	舗装試験法便覧 1-6-1 舗装試験法便覧 1-6-2	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	道路管理者の条件を満たしているかの試験である。	
施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 地盤工学会基準安定処理土の試験方法「締固めによる安定処理土の一軸圧縮試験方法」	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1工事当たり最低3回以上行う。	施工現場での強度を確認するため、締固めた後に供試体を作成する。	
		現場密度の測定	最大粒径≤53mm：JIS A 1214、JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1工事当たり最低3回以上行う。(1箇所3地点とする。)	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各路線ごとに延長100mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき	確認試験である。	

施工管理費（TV 調査工）にかかる特記仕様書

施工管理費における TV 調査工について、作業量を新管の 400 m/日で積算していることから、本管の側視回数を最低 20 m に 1 箇所とし、マンホール間 20 m 以下についての側視回数は、最低 1 回とする。

また取付管についての側視回数は、全箇所とする。

工事に伴い発生した損失補償に係る負担に関する特記仕様書

1. 目的

工事に伴い発生した損失補償に係る発注者（以下甲という。）、受注者（以下乙という。）双方の負担については見附市建設工事請負基準約款よるほか、その被害の発生原因、因果関係等の判断が困難な場合について、甲、乙協力して被害者の保護並びに事件の早期解決を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、下記工種の施工を伴う下水道工事について適用する。ただし、その被害の発生原因、因果関係が明確で、甲、乙双方の負担について適切に判断できる場合を除く。

- ①地下における土工
- ②土留矢板の設置撤去
- ③地盤改良工（止水を目的とする場合も含む）
- ④地下で施工するシールド工や管きょ推進工
- ⑤連続地中壁工
- ⑥その他工事により振動、地盤沈下、地下水変動などが発生する恐れがある工事

3. 被害調査

工事による被害が発生したと思われる場合は、乙はその範囲、内容等の詳細な調査を行い、被害者の確認を得たうえで、甲にその結果を報告しなければならない。

4. 補償の決定

甲は被害調査報告の内容等を確認し、工事の施工状況等から損失補償の必要を認めた場合は、乙と協議のうえ、被害者に対し工事による損失補償を行う。なお、損失補償額の算定方法について甲、乙双方が協議し被害者の同意を得て決定する。

5. 補償交渉

被害者への補償交渉等は、甲、乙双方協力して行う。

6. 負担区分

損失補償額のうち甲、乙それぞれの負担区分は下表のとおりとする。ただし、被害が複数発生した場合は、補償額はその累計とする。

区 分	負担割合
補償額のうち、請負契約額の1%以下にあたる金額	全額受注者負担
補償額のうち、請負契約額の1%を超え、5%以下にあたる金額	1/2 受注者負担 1/2 発注者負担
補償額のうち、請負契約額の5%を超える金額	全額発注者負担

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議して決定する。

7 業務委託の管理費区分

「N 直接人件費」は測量業務諸経費体系および設計業務諸経費体系での直接人件費を示します。詳細は積算基準〔2 調査関係〕を参照してください。
 「N1 直接人件費(電子対象外)」は、電子成果品作成費を除く、全ての諸経費を対象とする費用です。

8 業務委託における電子成果品作成費の計上について

「総括情報表」記載の「電子成果品作成費計上」選択項目による、業務区分ごとの電子成果品作成費の計上方法は以下のとおりとなります。
 詳細は積算基準〔2 調査関係〕を参照してください。

↓選択項目	業務区分→	測量業務委託	一般調査業務	設計業務委託
00設計業務に率計上しない	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	その他機械ボーリング関連	—
01詳細設計業務に率計上	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	その他機械ボーリング関連	概略設計, 予備設計又は詳細設計
02その他の設計業務に率計上	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	その他機械ボーリング関連	その他の設計業務
05率計上しない	—	—	—	—

9 パッケージコードにおける、標準単価及び東京単価適用日について

パッケージコードにおける、標準単価及び東京単価適用日については、標準単価及び東京単価適用日については、「新潟県土木工事等基礎(公表)単価表」に記載の、新潟県土木工事等基礎(公表)単価表について、2. 掲載内容を参照してください。

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など
規格1・規格2

*** 本工事費 ***	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
管路				
管きょ工 (開削)	式			
管路土工	式			
管路掘削	式			
機械掘削工 (バックホウ)	一式			
管路埋戻	m ³		80	
機械投入埋戻工 (バックホ)	一式			
改良土 (75mm以下) 購入・運搬 (7°ラント～現場)	m ³		40	
発生土処理	m ³		40	
発生土運搬・処理 (現場～7°ラント)	一式			
発生土運搬・処分	m ³		70	
管布設工	m ³		4	
硬質塩化ビニル管	式			
硬質塩化ビニル管設置工	一式			
U型側溝	m		46	
埋設標識ポスト	m		2	
埋設標識ポスト	一式			
埋設標識ポスト	m		46	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
管基礎工		式			
砂基礎		一式			
砂基礎工		m ³		30	
改良土(20mm以下)購入・運搬(プラント～現場)		m ³		30	
管路土留工		式			
軽量鋼矢板土留		一式			
軽量鋼矢板建込工(両側分)		m		47	
軽量鋼矢板引抜工(両側分)		m		47	
鋼矢板賃料 (No.88～No.100)		t		10.2	
土留支保工(軽量金属支保工)		m		47	
土留支保工(軽量金属支保工)		m		47	
腹起材賃料 (No.88～No.100)		本		24	
切梁ボルト賃料 (No.88～No.100)		本		24	
水圧ポンプ賃料		台		1	
開削水替工		式			
開削水替		一式			
ボンプ運転工		日			
据付・撤去工		現場		1	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

マニホール工	規格外・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
マニホール工	規格外・規格2				
組立マニホール工		式			
組立1号マニホール		式			
組立マニホール設置工		一式			
底部工(組立式)		箇所		1	
鉄筋コンクリート組立1号マニホールI種		箇所		1	
鉄筋コンクリート組立1号マニホールI種		個		1	
鉄筋コンクリート組立1号マニホールI種		個		1	
調整リング φ600		個		1	
鉄筋コンクリート製組立マニホール調整金具		個		2	
人孔鉄蓋(ガザイ)		組		1	
マニホール削孔費 1号(I種)		組		1	
人孔用可とう継手		箇所		2	
副管		組		4	
内副管取付工		一式			
内副管用マニホール継手(省スペース型)		箇所		1	
内副管マニホール継手(省スペース型)用立管		個		1	
内副管マニホール継手(省スペース型)用立管		本		1	
内副管マニホール継手(省スペース型)用立管		本		1	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

項目・工事明細など 規格1・規格2	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
内副管(省スペース型)YU変換ジャケット	個		1	
副管90°曲管	個		1	
内副管マホリ継手(省スペース型)用固定バンド	本		3	
取付管およびます工	式			
管路土工	式			
管路掘削	一式			
機械掘削工 (バックホウ)	m ³		2	
管路埋戻	一式			
機械投入埋戻工(パック材)	m ³		1	
改良土(20mm以下)購入・運搬(プラント～現場)	m ³		0.8	
改良土(75mm以下)購入・運搬(プラント～現場)	m ³		0.3	
発生土処理	一式			
発生土運搬・処理(現場～プラント)	m ³		1	
発生土運搬・処分	m ³		0.3	
ます設置工	式			
ます	一式			
ます設置工 (塩化ビニル製)	箇所		1	
掃除口保護鉄蓋(ゲザイ)	組		1	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。
 費目・工種明細など 規格1・規格2

取付管布設工	単 位	数 量 (前回)	数 量 (今回)	数 量 増 減
取付管	式			
取付管布設および支管取付工	一式			
埋設標識	箇所		1	
U型側溝	m		3	
付帯工	m		1	
舗装撤去工	式			
舗装版切断	式			
舗装版切断	一式			
舗装版破砕	m		130	
舗装版破砕	一式			
殻運搬処理	m2		230	
殻運搬	一式			
廢材処理費	m3		12	
道路復旧工	t		27	
下層路盤	式			
下層路盤(歩道部)	一式			
表層	m2		52	
	一式			

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
表層(車道・路肩部)		m2		52	
表層(車道・路肩部)		m2		178	
溶融式区画線		一式			
区画線設置		m		7	
区画線設置		m		2	
管きよ工(小口径推進)		式			
低耐力ホガ [®] 推進工		式			
推進用硬塩化ビニル管(低耐力ホガ [®])		一式			
推進用硬塩化ビニル管(低耐力ホガ [®])		m		28	
発生土処理		一式			
発生土運搬・処分		m3		0.8	
立坑内管布設工		式			
硬塩化ビニル管		一式			
推進用塩ビ管VP(SSPS)ス [®] イ [®] 布設工		m		0.9	
仮設備工(小口径)		式			
坑口(小口径)		一式			
坑口工(小口径)		箇所		2	
鏡切り		一式			

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
鏡切り工		m		2	
推進設備等設置撤去		一式			
推進設備工		箇所		1	
先導体据付撤去工		箇所		1	
補助地盤改良工		式			
渠液注入		一式			
二重管ストレーナ工法 (No.101下流側)		本		5	
注入設備据付・解体工(車上)		現場		1	
立坑工		式			
管路土工		式			
管路埋戻		一式			
砂基礎工		m ³		2	
改良土(20mm以下)購入・運搬(プラント～現場)		m ³		2	
機械投入埋戻工(バック材)		m ³		2	
改良土(75mm以下)購入・運搬(プラント～現場)		m ³		2	
発生土処理		一式			
発生土運搬・処理(現場～プラント)		m ³		4	
発生土運搬・処分		m ³		6	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
鋼製ケーシング [°] 式土留工及び土工					
鋼製ケーシング [°] 圧入掘削		式			
圧入掘削積込み工		一式		3	
ケーシング溶接工		m		1	
ケーシング引上げ工		箇所		1	
ケーシング撤去工		箇所		1	
矢板・鋼管スラップ [°] 控除		t		0.9	
底盤コンクリート		一式			
底盤コンクリート打設工		m ³		3	
圧入掘削設備		一式			
機械設置撤去工		回		1	
鋼製ケーシング [°] 存置		一式			
刃先製作取付費		個		1	
ケーシング		m		2.3	
仮設ケーシング [°] 損料等		一式			
仮設ケーシング [°]		回		1	
立坑水替		一式			
うわ水排水工		箇所		1	

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
泥水運搬処理		一式			
スライム処理工		箇所		1	
汚泥吸排車運搬		m3		1	
泥水処分費		m3		1	
路面覆工		式			
覆工板賃料等		一式			
円形覆工板設置工		箇所		1	
円形覆工板撤去工		箇所		1	
円形覆工板開閉工		回		7	
円形覆工板賃料		月			
円形覆工板整備料		枚		1	
仮設工		式			
仮設工		式			
交通管理工		式			
交通誘導警備員		一式			
交通誘導警備員B		人日		20.5	
直接工事費					
運搬費		式			

本工事費 工事数量総括表

仮設工における規格・数量は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考数量である。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
仮設材運搬費					
仮設材等の運搬		式			
仮設材等の運搬		t		12.2	
仮設材等の積込み取卸し費		t		12.2	
事業損失防止施設費		t		12.2	
試験掘削工		式			
地下埋設物調査費		式			
技術管理費		箇所		1	
施工調査費		式			
本管TVカメラ調査工(内径150~800mm未満)		式			
本管TVカメラ調査報告書作成工		m		77	
共通仮設費(率分)		m		77	
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費(率分)					
現場管理費計					
工事原価					
工事原価計					

